

# (仮称)大和市文化振興条例骨子案に対する市民意見公募結果について

## 募集期間

平成21年6月1日(月)～6月30日(火)30日間

## 実施広報

広報やまと6月1日号及び大和市ホームページ

## 募集方法

郵送・ファクシミリ・電子メール・直接持ち込み

## 閲覧場所

- ・市役所本庁舎1階情報公開コーナー及び2階文化振興課窓口
- ・生涯学習センター、つきみ野学習センター、林間学習センター、桜丘学習センター、渋谷学習センター
- ・渋谷分室、中央林間連絡所、大和連絡所、桜丘連絡所
- ・市ホームページ

## 意見の提出状況

- ・意見者数 6人
- ・意見件数 17件

## 意見の概要と市の考え方

|   | 項目         | 意見の概要  | 市の考え方   |
|---|------------|--|---|
| 1 | 「目的」について   | 条例を定める必要があるのか。   | この条例は「大和市条例等の整備方針」に定めている「本市の意思(政策)を明らかにするもの」に分類されています。つまり、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示す条例です。これは地方分権が進む中で、“条例を政策実現のための手段として捉える”という「政策法務」の考えによるもので、政策を条例と計画(総合計画や分野別計画)によって確実に進めていくものです。<br>このように、理念が中心の条例ですが、本市の文化芸術の振興を図るうえで条例を定める意義はあると考えています。 |
| 2 | 「基本理念」について | 伝統を次世代へ継承していくことが文化だと思う。そのために伝統文化を残すことができるような施策が必要だと思う。                         | ご意見にあります伝統文化の次世代への継承は、「2 基本理念」の に盛り込んでおり、大変重要なことと認識しています。現在も、文化財の指定や復元、保存に努めており、今後も継続していくことが重要であると考えています。   |
| 3 | 「市の役割」について | 今後、より高齢化が進み、福祉などの経費が多くなると思うが、高齢者の健康は如何に保たれるのか。                                 | 文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、コミュニケーションを活発にし、生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力を持っています。これは高齢者の心の健康づくりに大いに役立つものと考えています。  |
| 4 |            | 施設建設にはあまり金をかけずに、若者達の将来に希望が持てる社会にしてみたい。   | 市の役割として挙げた「総合的かつ計画的に推進」は、財政状況を踏まえつつ、他の様々な施策とのバランスを考慮して、文化施策を推進することを示したものです。   |
| 5 |            | これから益々、高齢化社会を迎えるので、高齢者が気軽に集まって、手軽に文化芸術を楽しんだり、たくさん感動したり、お互いに憩えるような多目的会館が必要だと思う。 | 現在、大和市では学習センターやコミュニティセンター、学校開放など多くの施設が利用できる環境が整っており、多くの方が文化芸術を含めた様々な活動を楽しんでいます。今後もこの環境を維持できるような施策の推進を図っていきます。   |

|    | 項目                  | 意見の概要  | 市の考え方  |
|----|---------------------|--|--|
| 6  |                     | 文化芸術等を永久的に保存したり、展示などができるように、例えば美術館や保存展示館の建設などの項目、さらに、維持管理等の項目を追加してはどうか。  | 市民が文化芸術に手軽に触れ、創造的活動に関わることは大切なことですので、「4 市の役割」の に盛り込み、「環境の整備」として、ハード及びソフト両面での施策推進を規定しています。なお、この環境整備には、芸術文化ホールや美術館などの施設整備も含まれますが、その建設については、財政状況を見極めながら検討していきます。   |
| 7  | 「市の役割」について          | 文化、芸術への支援はどのようなものが対象となるのか。例えば絵画、写真なのか民俗芸能なのか、あるいは、人間国宝のように無形の文化財を、例えば「大和市宝」として認定し、その技などに市として支援や活動補助金を支給するなど、「保存、継承」についての項目も追加すべきではないか。 | 国が定めた「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、文化芸術は「すべての国民が真にゆとりと潤いの実感でできる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、国民全体の社会的財産である」としています。また、文化芸術振興基本法では様々な分野を列挙していますが、「例示されていない分野についても本法の対象となる」という国会の附帯決議が採択されています。このことから、「文化芸術」の範囲は限定せずに幅広くとらえるべきと考えています。<br>伝統文化の保存や継承については、この条例に基本的な考え方(基本理念)を定めませんが、特に文化財については、すでに定められている「大和市文化財保護条例」に基づいて保存していきます。 |
| 8  |                     | 既存の枠組みに捉われず、新たに多くの人々が連携・交流できる仕組みが必要である。  | 文化芸術を通じた交流やネットワークによって、さらなる文化芸術の振興が図られるものと考えますので、今後新たな仕組みについても検討していきたいと考えています。「大和市文化芸術認定者辞典」も、その一手法と考えますが、個人情報への扱いに留意しつつ考えていきます。  |
| 9  |                     | 大和市在住の芸術家、美術家、書道家などを紹介する「大和市文化芸術認定者辞典」などの発刊を規定してはどうか。  |  |
| 10 | 「文化芸術振興基本計画の策定」について | 条例制定の前にもまず具体的な策を示して欲しい。  | 本条例では、文化芸術振興に関する基本的な考え方を中心に定めるものです。具体的な施策については、平成22年度に策定する予定の基本計画に決めていきます。   |
| 11 |                     | 健康増進にプラスとなる事業を立案してもらいたい。   |  |
| 12 |                     | 文化芸術にボランティアとして携わる人材の育成が大事である。  |  |
| 13 |                     | 短歌、俳句、川柳など文芸の幅を広げるために、文化祭の活性化を図るとともに、若年層の育成を望む。  |  |
| 14 | 「文化芸術振興審議会の設置」について  | 審議会委員とはどんな人がどのような形で決められるのか。  | 審議会は基本計画の検討や、具体的施策の推進を担うことになるため、本市の文化芸術に詳しい方が望ましいと考えています。本条例を検討するために設置した(仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議の委員も同様の考え方で選定していますので、同様に、公募市民、文化芸術活動団体の代表者、社会教育委員、学識経験者等が基本になると考えています。  |
| 15 |                     | 審議会には文化芸術によく携わって現状に明るい方が参加すべきだと思う。   |  |

|    | 項目       | 意見の概要  | 市の考え方  |
|----|----------|--|--|
| 16 | 「委任」について | 骨子案の中には連携、推進、整備、計画策定とあるが、具体的にどのような内容で実施、計画していくのか、細則が必要ではないか。 | 条例は基本的な考え方を定め、具体的な施策は基本計画に盛り込む予定です。また、審議会の運営や補助金支出等については、別に規則や要綱を定めます。 |
| 17 | その他      | 泉の森の散策路に設置された万葉歌の立札が古くなっているのを新たに整備してもらいたい。新たな植樹も望む。          | ご意見については、施設管理担当課に伝えました。  |